

# 最上消費生活センターニュース4月号

令和2年4月1日発行

## 新型コロナウイルスに便乗した 悪質商法に注意しましょう！

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。被害の未然防止のために、悪質な事例を紹介します。

売り切れました



### 《事例1》

「新型コロナウイルスによる肺炎が広がっている問題で、マスクを無料配布します。下記URLより確認をお願いします。」というメッセージがスマートフォンに届いた。あやしいのではないか。

#### ⇒ アドバイス

メッセージ内のURLをクリックすることで、悪質なフィッシングサイトに誘導され、個人情報を取得されたり不正なアプリがインストールされる可能性があります。

### 《事例2》

新型コロナウイルスが心配で、SNS広告で見つけた通販業者にマスク2箱セットで8,000円の商品を注文した。1回払いを選びカード情報を入力したら、注文承諾メールが英文で届いた。不審に思ってキャンセルのメールを送ったが、サイトからは返信メールが来なくて心配だ。

#### ⇒ アドバイス

事業者が信頼できるか、慎重に確認してから注文することが大切です。また、3月15日から、購入価格を超えるマスクの転売は禁止になりました。価格は変わらなくても送料が非常に高い場合もあります。価格・送料をしっかりと確認してから購入しましょう。

## こんな注意喚起も出ています

新型コロナウイルスに対する予防効果を標榜する健康食品や空気清浄機・空間除菌剤などのネット広告にも注意しましょう。新型コロナウイルスについては、その特性などは明らかになっていません。予防効果は、現段階においては客観性・合理性を欠くもので、景品表示法や健康増進法に違反するおそれが高いものと考えられます。



# 山形県消費生活サポーター

## として活動してみませんか？

「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域からの情報を消費生活センターに情報提供していただいたりするボランティアです。

【応募資格】 次のア、イを満たす方であれば応募できます。

ア 消費生活や消費者問題に関心のある方

イ 満18歳以上で山形県内で活動できる方

※資格や経験は問いません。(学生も可能です。)

【委嘱期間】 委嘱の日から起算して2年を経過する日の属する年度末まで

【活動内容】 消費生活サポーターには、それぞれの知識や経験に合わせて、自分にできる活動をお願いしています。

〈活動例〉 ・地区の回覧板などで毎月のセンターニュースの回覧  
・地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットの配布  
・県内で行われる消費生活に関する研修会への参加  
・消費生活に係る出前講座及び学習会等の講師

【研修会など】 新規サポーター委嘱状交付式・全体研修会(7月頃、山形市内)  
消費生活リーダー研修会(秋頃、各総合支庁)

【お問い合わせ】 山形県消費生活センターまで(申込期限は、5月22日)

TEL 023-630-3237

～ お気軽にお問い合わせください。～



## 消費生活法律相談会(無料)

4月7日(火)・5月12日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申し込みください。

【場所】 最上総合支庁

【時間】 お一人様30分となります


(※ ご希望の方は、事前にご予約が必要です。)



# 最上消費生活センター 0233-29-1370

〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

全国共通の消費者ホットライン <sup>いちゃ</sup>188 で、最寄の消費生活センターにつながります。